



樋原市市民協働指針



樋原市





目次



～これからの檜原市～ P.1

I 協働とは P.2

- 1. 市民協働とは P.2
 - 【市民協働推進事例】
 - ① エコフェスタ
 - ② 地域子ども教室
- 2. 市民と協働 P.4

II 協働指針策定の背景 P.5

- 1. 社会的背景 P.6
 - (1) 地方分権と協働
- 2. 檜原市における地域的な背景 P.7
 - (1) 「市民」
 - (2) 「行政」
 - (3) 市民と行政をつなぐ「地縁組織」
- 3. 財政的な背景 P.7

III 市民協働によるまちづくりの進め方 P.8

- 1. 協働を進めるために P.8
 - (1) 協働のキーワード
 - ① 自らがまちづくりに参加する
 - ② 行政の意識改革
 - ③ 相互理解・情報共有
 - (2) 協働を進めるには
- 2. 環境づくり P.11
 - (1) 活動拠点
 - (2) 人材育成
 - ① コーディネーター
 - ② ボランティア
 - (3) 財政支援
 - (4) 情報提供・共有
 - (5) 協働事業評価
 - (6) 地域アドバイザー



IV 市民協働の体制づくり P.13

- 1. 行政は P.13
- 2. 市民は P.13
- 3. 地域（自治会など）は P.13
- 4. 市民活動団体は P.14
 - (1) 市民活動
 - (2) ボランティアとNPO
 - ① ボランティア
 - ② NPO
 - ③ ボランティアとNPO法人との関係

～市民協働によるまちづくりを目指して～ P.16

<資料>

- 言葉の定義 P.17
- 権原市市民協働指針～策定までの経緯 P.18
- 権原市市民活動推進会議委員名簿 P.19





～これからの檜原市～

檜原市ではその特徴を活かし、「人とともに、歴史とともに、やさしく強いまち」を理念に「安心・安全・健康なかはら」、「一人ひとりが幸せに暮らすための住民主体のまちづくり」を目指します。

檜原市第3次総合計画では基本構想を「市民と行政の協働によるまちづくり戦略」と位置付けています。その中で「市民と行政の協働を進めるまち」の分野における目指すべき方向として、「市民の市政への参画が活発なまちづくり」及び「地域活動が盛んなまちづくり」の2点を挙げています。

すなわち、市民と行政が情報を共有しながら相互に理解を深め、共通の目標に向かってそれぞれの役割を果たすために、市民には市政に主体的に関わることに加えて、自主的・自律的な意識・活動を育てていくことが期待されています。また、行政は、既存の組織にとらわれずに総合的に市民と協働を進めると共に地域活動の活性化に向けた支援体制の整備を進めます。

市民の皆さんのが住みよい檜原市と一緒に創っていくために、市民と行政がお互いの持ち味を発揮しながら協働を推進する、こうした「市民と行政の協働」のあり方を共に考えていくための指針として、この冊子を作成しました。



I 協働とは

英語では、partnership（パートナーシップ）やcollaboration（コラボレーション）と表現され、異なる主体が、単独では実現困難な目的や解決できない課題について、連携・協力による相乗効果によって、効率的に達成または解決していく仕組みを指します。共に創り出すという意味のcoproduction（コ・プロダクション）と表現されることもあります。また、協働は実施することが目的ではなく、課題解決のための手段です。単独では解決できない課題に対して、話し合いによって、個々の足りないところに気づき、それを補い合うことで効率的な課題解決を進めることができます。

1. 市民協働とは

- [A] 市民がお互いに、そして市民と行政が、それぞれの役割分担に基づいて、一つの目的に向かって市の施策や事業等の計画、実施及び評価の各過程で、責任を持って主体的にまちづくりにかかわることをいいます。
- [B] 市民と行政が協力・連携をしながら、公共の福祉の増進に向けた地域交流の活性化や地域課題を解決するため、市民協働についての基本的な考え方や、進め方などへの理解を深めていくことをいいます。
- [C] 個人、団体、企業、行政などの“あらゆる主体”が共通する目的の実現や課題解決のために、それぞれの資源や能力等を持ち寄り、対等な立場で、一緒に住みよい、暮らしやすいまちづくりを進めていくことをいいます。
- [D] 広い意味では、行政が責任をもって事業を進めていかなければいけないケース、市民主体で行政は支援するだけのケース等、形の違いはあるにせよ、それぞれが個別に事業を行うのではなく、どちらもが何らかの形で事業に関わるようなものをいいます。

◆あらゆる主体

——「市民」：本市に在住・在勤・在学するすべての個人、町内会・自治会、N P O、ボランティア団体等の市民活動団体、企業、学校及びそれらに関係する各種団体（経済・産業団体等）といった多様な主体をいいます。

——「行政」：権原市

協働の関係				
市民主体	市民主導	対等	行政主導	行政主体
市民が責任を持つて独自に行う	市民主導の下で行政が協力する	市民と行政が連携・協力して行う	行政主導の下で市民の協力で行う	行政が責任を持つて独自に行う

【市民協働推進事例】

ここでは、現在、橿原市で実施されている協働事業の事例を紹介します。

エコフェスタ (2ページ [C])

内 容 : 地域で環境活動を実施している団体や環境に取り組んでいる企業や行政が、出来ることを持ち寄って企画し、大規模な環境イベントを毎年秋に県橿原文化会館前広場で開催しています。来場された方に対して楽しく環境を学んで頂くよう、ブース展示等やステージでの催しをすることで、自団体・企業の環境活動を知って頂き、一人でも多くの方が環境に関心をいただくことで、住み良い快適な環境を目指すものです。

実施主体 橿原市地球温暖化対策地域協議会 “エコライフかしはら”

運営形態 : 実行委員である団体等は、自団体のブースの出展だけではなく、ステージやフリーマーケットの運営、ネットワークによる大衆への周知、事前の近隣への挨拶、会場整理や清掃作業、受付業務、アンケートを行います。行政は会場設営やチラシの印刷、廃棄物処理等を行い、イベントの成功につなげています。

効 果 : 環境保全や地球温暖化対策を啓発するには、個々の取り組みでは限界があり、集客効果も期待出来ません。エコフェスタでは、多様な団体等が集まり企画しているので、多彩で魅力あるイベントが可能になり、集客力を高めることができます。来場された方には、多彩な展示や体験コーナー、ステージの催しにより、楽しみながら環境を学んで頂いています。

この事業に協力して頂いた団体にとっては行政と協働事業を行うことで、団体に対する社会的な評価や信用が高まります。

またこのイベントに参加する市民に目を向けると、団体が普段行っている環境活動の理解が深まり、環境に対する意識が広がる可能性を秘めています。

地域子ども教室 (2ページ [D])

内 容 : 檜原市では地域で地域の子どもを育てることをモットーに、子どもたちに身近に「体験」「交流」の場を提供しています。子どもたちが安全・安心に目一杯遊び、色々な体験をすることで、たくさんの栄養を吸収し、健やかに成長することを願う地域の人々が中心になって、週末に地区公民館や学校を利用し、『地域子ども教室』を創意工夫して企画・運営しています。

実施主体 : 地域子ども教室実行委員会

効 果 : 異なった年齢の子ども達との交流を通じ、高学年の児童が低学年の児童の世話をしたり、役割分担をしたりするなかで、遊びや集団生活のルール作りを行います。地域の大人と接することで挨拶や感謝をすることから、社会のルールを守る意識を高めることにも役立ち、地域住民としての自覚をもつこともできます。

また、地域の大人も、子ども達と接することで、自分たちが培ってきたものを活かせることができ、充実感を得ることができます。



2. 市民と協働

市民が自らの意思で活動に主体的に参加・参画することで、次のような社会的意義があります。

- 行政の計画では見落とされがちな、より小さい、より身近な問題・課題に気づき、それを解決することで、市民のニーズにあったきめ細やかなサービスの享受、市民主体のまちづくりが期待できます。
- 市民一人ひとりが無理せず、自分でできること（資源・能力）を持ち寄り、問題・課題解決をすることが社会貢献に結びつきます。



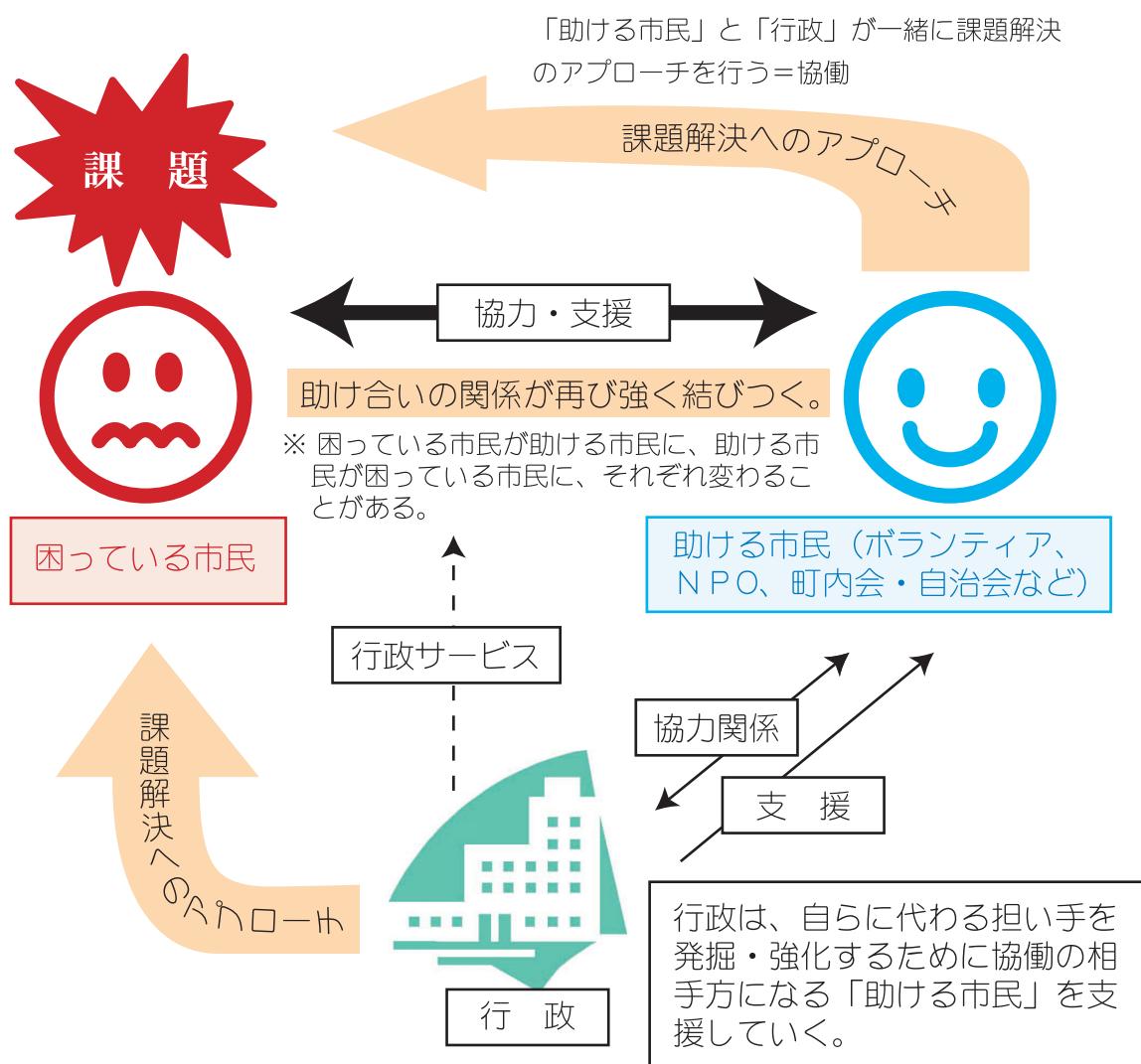
II 協働指針策定の背景

「向こう三軒両隣」という言葉があるように、元来、日本の社会においては、市民と市民の間で日常に起こる様々な問題や課題は、お互いの協力関係の中で、その多くが解決され、その中で、どうしても解決できない問題や課題が行政に委ねられ、解決が図られてきました。

しかし、現代社会においては、高齢化・人口減少、自然災害、地域犯罪、子育て、環境保全、格差・貧困社会、一人暮らし高齢世帯など住民の暮らしをめぐって難しい課題が増え、行政だけでは、担いきれないほど地域の課題が多様化しています。

そういった中で、ボランティアやNPO、コミュニティなどが、地域の課題解決のために、声をあげ、市民と市民が互いに手をとりあって課題解決に向けて活動し始めました。ただ、そういう活動にも、行政が直面したように単独では解決できない課題が現れてきました。

そこで、市民と行政がお互いの「できること」と「できないこと」を明らかにし、互いが補い合う「協働」というアプローチが注目されるようになりました。



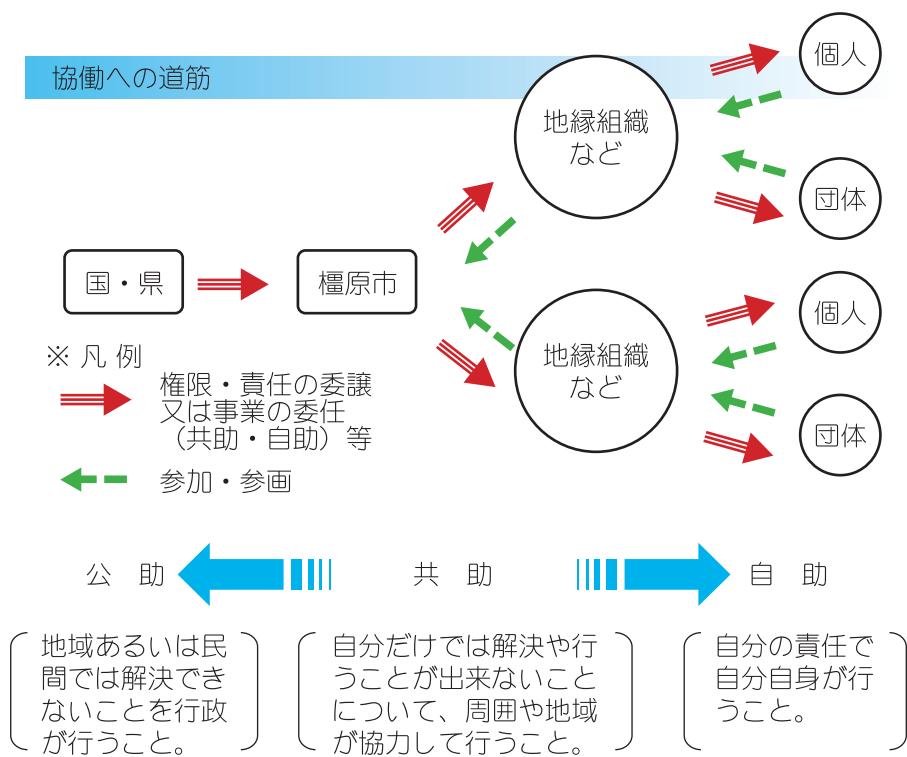
1. 社会的背景

(1) 地方分権と協働

平成12年（2000年）に「地方分権一括法」（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律）が施行されたことによって、国に権限が集中する「中央集権」のシステムから、住民の身近なところにある地方に多くの権限を与え、地域に根ざしたきめ細やかな行政を行う、「地方分権」の方向に舵がきられました。

法制度的には、国と地方公共団体は「対等・協力」の関係に立ち、地方の自立を意味する「地方分権」が促進されるようになりました。「地方分権」とは、市町村ができること、県ができること、国でないとできないことを明確にし、それぞれの役割分担を行い、県、市町村にその役割に応じた権限を委譲することで、地方（自治体やそこに住む住民）の力をつけていくということです。そして、権限をもった自治体は、住民により身近なところにあるメリットを活かし、住民の声に耳を傾け、地域の実情に見合った施策を地域の実情に応じた形で行えるよう、より効率的な行政運営が求められます。

このように、自治体は住民と情報を共有しながら相互理解を深めることが不可欠であり、住民にも行政の打ち出す政策等に関わりを持ち、住民自治を推し進めていくことが求められます。住民が「自分たちの住むまちづくりは、自分たちの意思で決めていく。」というように地方行政に参加・参画することこそが市民協働であり、市民協働と地方分権は、同じ流れの中にあるものといえるのです。



2. 檜原市における地域的な背景

「市民協働の指針」を策定するにあたっては、社会的背景だけでなく檜原市における地域的な背景も明らかにしておく必要があります。

地域的な背景を「市民」、「行政」、「市民」と「行政」をつなぐ「地域組織」のそれぞれの区分で検証すると、以下のようなことが挙げられます。

(1) 「市民」（※6・・・末尾の「言葉の定義」をご参照下さい。以下同じです。）

市内在住の60歳以上の市民を対象にした調査（平成21・22年度実施）によれば、「買い物などで週に何回くらい外出しますか。」という問い合わせに対し、2割の人が「ほとんど外出しない」と答えています。昨今、山間部で問題とされている「買い物弱者」の問題が、檜原市においても身近なこととして現れてきているかも知れません。また、「今後の生活について不安がありますか。」との問い合わせには、6割の人が「将来に不安を感じている」と回答しています。この結果から少子高齢化の問題や年金の問題など先の見えない世の中に対する漠然とした不安が覗えます。

(2) 「行政」

近年、景気低迷による税収の落ち込みが続き、人口の高齢化による社会保障費が増大するなどにより、財政状況が悪化する一方、市民からのニーズが多様化し、行政だけでは十分に対応できない状況になっています。近い将来、現行の行政サービスの水準を維持することさえも困難となることが危惧されています。

また、阪神・淡路大震災、東日本大震災をはじめとする大きな災害の経験は、行政のできることとできないことの境界線及びその構造的な問題（組織の縦割、公平性を重視するあまり柔軟性や迅速性に欠ける）などを明らかにしました。自助・共助・公助などの役割分担が円滑に行えるよう日頃から意識付けの定着を図り、復旧・復興のために社会資源を迅速に総動員できるようにあらゆる機関との協働のネットワークを構築する必要があります。

(3) 市民と行政をつなぐ「地縁組織」（※8）

檜原市では、市内11地区公民館等を活動拠点として、地域住民の親睦だけでなく、環境、福祉、安心・安全なまちづくりなど、自治会を中心とした地縁組織が公共サービスの担い手として、地域の課題解決に向けて、活発に活動しています。ただ、自治会の加入率は約85%（平成24年度）となっており、年々減少傾向にあります。

3. 財政的な背景

檜原市の財政状況を見ると、経常的な経費に経常的な一般財源がどの程度用いられているかを示す経常収支比率（※3）は96.1%（平成23年度決算）という高い水準にあり、新規事業はほぼ実施できないという、かなり厳しい状況にあります。

他の自治体では、財政が悪化する前に市政運営の健全化を目指し、様々な取り組みが行われている例もあり、檜原市においても、厳しい財政状況の中で、市民の望むことに重点を置き、優先順位を付けた予算配分により、政策を進め、市全体として費用対効果を高めることが必要となってきています。

III 市民協働によるまちづくりの進め方

1. 協働を進めるために

(1) 協働のキーワード

①自らがまちづくりに参加する

これからの協働推進は、行政のみが政策形成や事業の実施を行うのではなく、行政の政策への提案によって、市民がまちづくりに参加することが重要となります。市民の協働への取り組みの成熟と向上により、市民主体のまちづくりの実現が期待されます。

そして、このような市民主体のまちづくりを目指すには、市民のまちづくりに対する意識の改善や自立が求められます。市民が、まちづくりの主体は自分たち自身であることを認識し、行政と対等の関係を築いていくことが、権原市民の本来の力が活かされたまちづくりの実現につながります。

②行政の意識改革

協働を実践し、市民主体のまちづくりを実現するには、行政は具体的に何をすべきなのでしょうか？まず、その第一歩として、個々の職員が「協働」のことをしっかりと理解して、市民とは対等・平等の関係であることを認識することです。その上で、協働のパートナーとなる相手のことを理解し、よく話し合って、お互いの果たすべき役割を適切に分担しながら、協働を実施していくことが必要となります。同時に、庁内においては、個々の職員が組織の枠にとらわれることなく、話し合い、連携していくことも重要です。

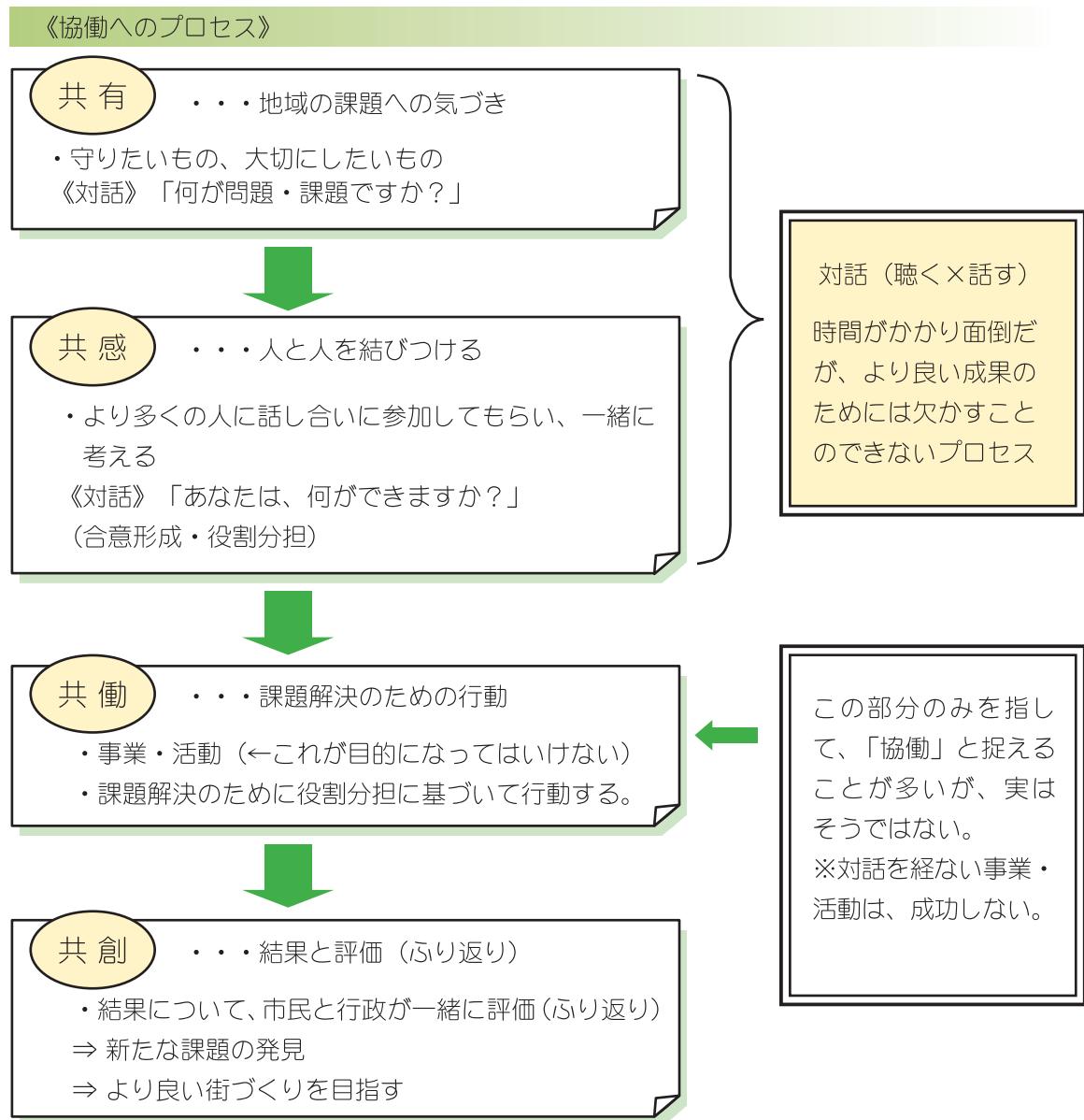
職員一人ひとりが「自分も市民のひとり」という視点で仕事に向き合うことで、市民の皆さんと行政の良い関係（協働）を築いていくことが出来ます。

③相互理解・情報共有

市民と行政がお互いの意識を変えることから、協働の可能性はひろがります。そして、ここで重要なのは「相互理解」と「情報の共有」です。

協働事業を実施する際に、市民も事業の企画立案・実施を担う主体であるならば、市民と行政が対等に話し合い、お互いの立場を理解し、情報を共有することが出来なければなりません。また、市民と行政が地域の課題や自分たちの役割について話し合い、しっかりと意識を共有しなければなりません。このように、協働とは、『市民と行政が対等・平等の関係を明確にして、適切な役割分担のもとに行われる取組みであること』を、常に意識することが大切です。

(2) 協働を進めるには



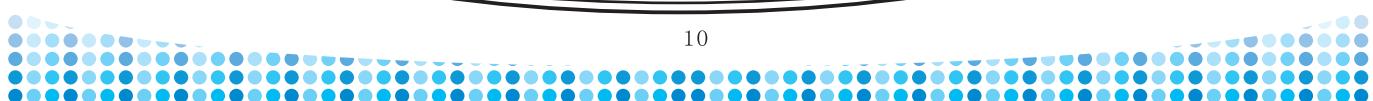
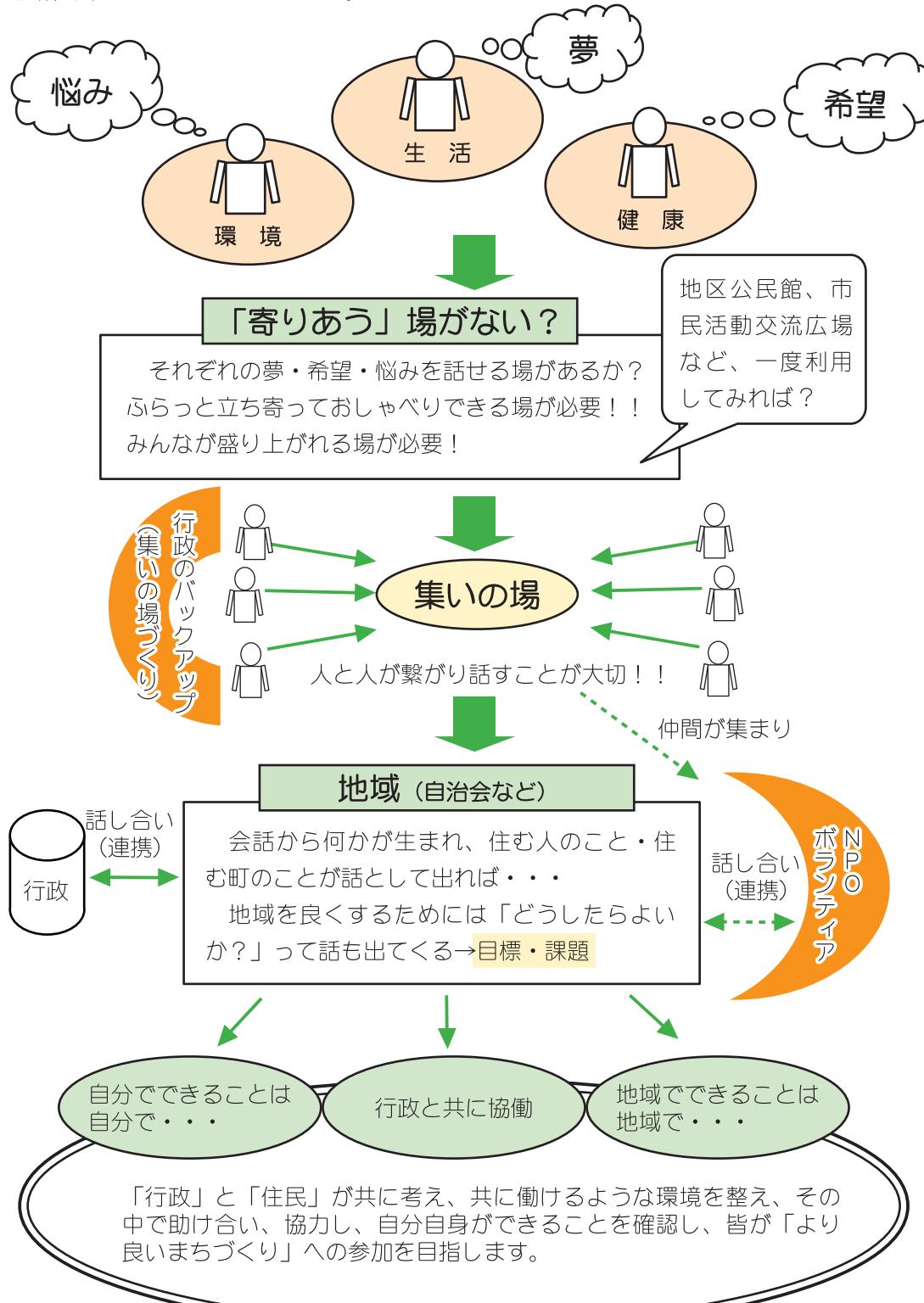
※ 協働を深めるには、問題・課題への「気づき」を共有し、解決に向けて「どう進めるか（展開するか）」を話し合い、お互いの共通理解を深めることが大切です。例えば、「気づき」を共有して理解を深められる「場」として市民活動交流広場やホームページなどがありますので、積極的に活用して下さい。

尚、話し合いの結果、共通の目的、進め方に合意できない場合には無理に協働する必要はありません。求められるのは、協働によって地域の課題・問題のよりよい解決につなげることであって、事業や活動を共に行うことだけが目的となってしまってはいけません。まず、「何をやる」ではなく「何か問題がある」から協働するのだと理解し、取り組みましょう。



協働によるまちづくりのイメージ

「よりよいまちづくり」を進めるためには、人と人が思いやり支え合いながら創りあげていくことが大切です。下図は、心豊かな生活（幸せ）の実現のため、一人ひとりの声を尊重する地域社会をイメージしたものです。



2. 環境づくり

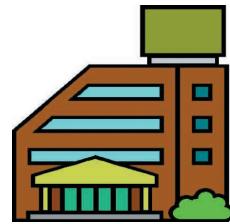
市民との協働をより円滑にするために、権原市は、以下のような環境づくりを目指します。

(1) 活動拠点

権原市市民活動交流広場（※7）

権原市市民活動交流広場は、市民活動に対する「活動拠点」、「情報の提供」、「人材育成」などを目的に、平成23年4月に開設されました。

広場は常に市民と行政の連携を意識して、地域コミュニティの活動拠点である地区公民館とともに、市民活動への支援や協働による身近な課題解決を推進するため、専門的な相談・コーディネート業務の提供、市民活動に関する広域的な情報収集・提供など市民活動のサポーターとしての役割を果たしていきます。



(2) 人材育成

①コーディネーター（※4）

市民活動団体等が抱える広報活動や組織運営、財務処理や労務関係などの運営上の課題に対して、市民の有する専門的技術・知識・ノウハウを活かして解決に導くための支援を行うコーディネーターの資質を高めます。



概要（主な支援メニュー）

- ア. 広報・企画・イベント運営についての知識・ノウハウ
- イ. 経営や規則の設置等の組織運営に関する知識・ノウハウ
- ウ. 税務・会計等の財務に関する知識・ノウハウ
- エ. 雇用・社会保険等の労務に関する知識・ノウハウ
- オ. NPO法人の設立や運営支援に関するアドバイス等、主にこれらの分野について、市民活動団体等の自立や安定的運営を支援します。

②ボランティア

ボランティアの高齢化が課題となっている現状を踏まえ、ボランティアの育成、資質の向上を目指します。

概要

- ア. ボランティア養成講座の開催
- イ. 資質の向上を目指し、研修等ボランティアの育成に必要な情報を提供することにより、市民活動団体の継続的な活動を支援します。



(3) 財政支援

(助成金制度)

市民活動団体が自らの創意により提案し実施する事業に対し、その一部を市が補助することによって、市民活動を支援し、市民活動団体の自立及び市民活動の活性化を促進し、市民との協働による豊かな活力ある地域社会の実現を目指します。

概要

・市民活動公募事業支援補助金

- ア. 地域の課題解決に向けた先駆的な事業であって、当該地域以外への広がりや展開が期待できるもの
 - イ. 新たな公共サービスの在り方を実践的に提供する事業
- ※市民活動団体の主体的な活動を支援します。

・地域交流事業支援補助金

支え合い、助け合いのまちづくりを目的として、地域住民の交流を促進し、地域の活性化を図る活動を支援します。

・子育て支援事業補助金

次世代を担う子どもたちの健やかな成長のため、地域の支え合いにより、子育て支援を行うボランティア活動や子育てサークル活動を支援します。

(4) 情報共有・発信

協働についての情報を共有し、協働を円滑に進めるため、協働のパートナーとなる市民活動団体に向け、実践的な取組や考え方など、協働の理解や実践につながる情報を発信します。

概要

- ア. 情報誌の発行
- イ. ホームページへの掲載
- ウ. 市民活動団体と行政の情報の共有



(5) 協働事業評価

協働事業を継続して行う場合、行政側の視点による内部評価だけでなく、協働のパートナーである市民側の視点を取り入れた事業評価を行うことは事業資質の向上のために必要となります。





概要

- ア. 行政と市民が協働で実施
- イ. 評価を行政施策に反映
- ウ. 情報公開の実施

(6) 地域アドバイザーなど

行政事務能力のある人材（管理職・地元の職員等）を公民館に配置するなど、地域経営の向上のための支援体制をとる仕組みです。

一般に行政の手続きは、市民からすると毎日携わっている職員とは異なり、独特で複雑に感じられるものです。職員が日頃の業務を通じ地域との接点を密にしてそのニーズを把握し、市民のアドバイザーとして必要な手続きを説明したり、担当課に取り次いだり、また、行政ノウハウを提供したりするなどにより、市民が気軽に相談したり、新しく活動を始めたりしてもらえるような環境の整備が必要です。

IV 市民協働の体制づくり

協働を推進していく上で欠かすことのできない考え方や姿勢、心構えについて触れ、協働に関する知識を実践に活かせるような体制づくりを行います。

1. 行政は

新たな住民自治の確立に向けて「協働のまちづくり」を推進するためにも、研修等を通じて職員の意識と能力の向上を図るとともに、職員も市民の多様なニーズを汲み取って業務に従事し、日々の市民活動に絶えず関心を持ちながら情報の共有化等に努め、「行政主導」から「協働型」の総合行政運営に移行させることが大切です。

2. 市民（※6）は

市民一人ひとりが、日々の生活の中で生まれる課題において、地域活動や市民活動への理解を深め、自分自身のできることからまちづくりに参画、その活動をまわりに広げていくことが大切です。

3. 地域（自治会など）は

自治会など地域の実情に精通した団体は、地区公民館・集会所等を拠点として防災・防犯・環境・福祉等の様々な課題を解決するために活動を実施されています。今後もより多くの住民の地域活動への参加や世代間交流・親睦融和を一層促進し、「地域でできることは地域で解決する」文化を継承・発展していくことが求められます。





4. 市民活動団体は

市民活動団体は、自主自立による活動のもとに、地域の自治会や他の活動団体と協働・連携することにより、自らの活動を通じて地域の活性化に寄与することが期待されています。

また、市民活動の支援を目的として組織化された中間支援組織は、市民と行政の間に立ってそのパイプ役を果たすとともに、中立的な立場から市民活動団体等からの相談に応じたり、団体間の調整を図ったりするなどの機能を発揮することが求められています。

(1) 市民活動

市民活動とは、市民が自らの価値観や信念、関心のために自発的に行う活動のことと言います。その分野は医療、福祉、文化、環境、国際協力、人権擁護、教育、公害問題、まちづくり等多岐にわたります。必ずしも公益的な活動に限定されず、消費者運動や反公害運動等のように当事者や関心を持つ人が自分の直面している問題・課題の解決のため自発的に活動している場合も市民活動と定義されます。

市民活動をする人が組織的、継続的に活動するために集まった団体を市民活動団体と言います。

(2) ボランティアとN P O

①ボランティア

自発的に活動する人で「志願者」などと訳されます。社会をよりよくするために自発的に自分の技術・能力・労力を公共のために提供し、社会に貢献することです。ボランティアの精神は「知って、驚き、ココロが動く」「ガマンしてやっているのではない、ガマンできないからやっているのだ」という言葉に表されることもあります。

ボランティア団体とは、同じ目的で活動するボランティアが集まって活動する組織のことです。

②N P O

Non Profit Organizationの略で、「民間非営利組織」と訳され、社会貢献性の高い非営利（利益の再分配を行わない）活動を行い、社会的に責任ある民間組織として、その活動を継続的、発展的に行います。

もっとも狭い意味ではN P O法人（特定非営利活動法人）を指し、最も広い意味では公益法人（社団法人、財団法人）、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、政党、労働組合、同窓会、町内会等のよう行政や企業以外の組織を幅広く言う場合もあります。

一般的には、地域や社会の課題・問題解決のため、公益的で自発的な活動を非営利で継続して行っている組織をN P Oと呼称することが多いようです。





③ボランティアとNPOの関係

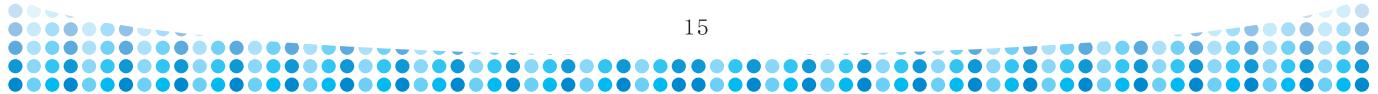
地域や社会の問題・課題を「何とかしたい」という気持ちで自主的・自発的に公益活動を行うことにおいては、ボランティアもNPOも同じですが、ボランティアは個人の責任の範囲で行われる活動であるのに対し、NPOは目的を達成するために運営ルール（規約、定款など）をもち、組織的、継続的に活動を行うものです。つまりボランティアは個人の活動や個人をあらわす言葉であるのに対し、NPOは組織（団体）をあらわした言葉です。

NPOは、当初から社会的使命や目的を掲げてNPO法人を設立するもの、法人化せず任意団体のままで活動するものなど、設立方法、活動の種類、活動形態など様々です。ボランティアから出発して、グループを作り、目標を掲げて組織化し、法人格を取得する場合もあります。

このように目的や設立の過程などからNPOとボランティアは、対抗する存在ではありません。

◆ボランティアとNPO

	ボランティア	市民活動団体（NPO）
活動の主体	個人	組織（団体）
目的と評価	<ul style="list-style-type: none">・社会への貢献・地域の一員としての実感・作業の達成感	<ul style="list-style-type: none">・使命（課題解決）のためにひとつ志の下に集まる・活動の継続・拡大・支援者からの共感
報酬・収益	無（原則として）	収益をあげることもできるが個人には分配しない
スタッフ	—————	専従スタッフ
収益活動の必要性	原則としてなし	組織維持のため必要な場合が多く、重要
自立性・自発性	自主・自発性、社会貢献性、自己実現性、連帯性、柔軟性、先駆性など基本的な部分で共通	



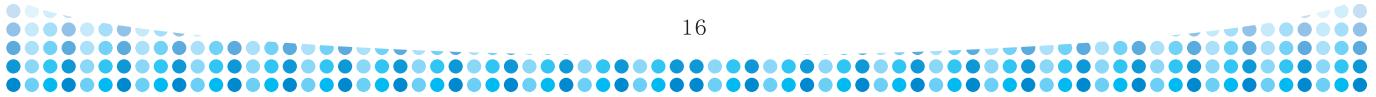


～市民協働によるまちづくりを目指して～

今まで見てきて頂いたように、市民協働によるまちづくりは、市民の皆さんのが住んでいるまちを“こんな風にしたいな”とか、“ここが不便だな”といった思い《気付き》がベースになります。この《気付き》のアイデアを実現するため、行政主体の活動のみならず、友人・隣人と「話し合い」、「一緒に考え」、「仲間になり」、「共に働く」ことでまちづくりが進んでいきます。最初は小さな活動も、地域や団体などの参加・協力を得て、その活動を広げ、積み重ねることで大きな成果が生まれます。

行政としても、より良いまちづくりの実現に向け、市民の皆さんと共に「話し合い」、「一緒に考え」、「仲間になり」、「共に働く」、このプロセスを大切にしながら行政運営を進めていきます。このことが取りも直さず「協働によるまちづくり」であり、市民の皆さんの理解や積極的な参画なくしては実現不可能なものです。

今回、《気付き》のアイデアの実現に向けての道標となるよう、この「樋原市市民協働指針」をまとめました。「協働によるまちづくり」に市民の皆さんの参加・参画をお待ちしています。



<資料>

言葉の定義

～あ行～

1. 新しい公共

現在では、社会変化はもちろん、市民ニーズが多様化し、「公共サービス」への新たな期待が生まれ、その領域の拡大が生じました。その結果、行政だけではなく、企業・NPO等の多様な主体が、その領域を担っていくことが期待されています。このように拡大し、扱い手が多様化した「公共サービス」領域を「新しい公共」と呼びます。

2. N P O (エヌピーオー) 法人

N P O 法人（特定非営利活動法人）とは、特定非営利活動促進法に基づいて認証を受け、法人格を取得した団体のことです。

～か行～

3. 経常収支比率

当該団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われ、人件費、扶助費等義務的性格の経常経費に市町村民税、地方交付税を中心とする経常的に収入される一般財源がどの程度の割合で充当されているかを示す指標です。

比率が低いほど経常的経費に充当した金額が少ないとということになり、財政需要に対してゆとりがあることを表します。

4. コーディネーター

仲介、調整することです。よく使われる「ボランティアコーディネーター」は、ボランティア活動を社会に根付かせ、広めていくために、行政や関係団体との連携・調整を行うとともに、ボランティアを必要とする人（受け手：ニーズ側）とボランティア活動をする人（提供者）を調整し、具体的な活動に結びつける役割を担う人のことを言います。

5. コミュニティ

居住地域を同じくし、利害を共にする共同社会のことと言います。

～さ行～

6. 市民

本市に在住・在勤・在学するすべての個人、町内会・自治会、N P O、ボランティア団体などの市民活動団体、企業、学校及びそれらに関する各種団体（経済・産業団体など）といった多様な主体をいいます。協働でいう「市民」とは、いわゆる個人のみを指すものではありません。

7. 檜原市市民活動交流広場

様々な分野で活動するボランティア団体や市民活動団体を支援するため、檜原市観光交流センター5階に開設した施設です。

～た行～

8. 地縁組織

居住する地域の住民が、協同して地域に関わる活動をする組織で、町内会、老人会、子ども会、PTA、隣組などが含まれます。



9. 地区公民館

地域住民が、文化活動及びレクリエーション活動等の各種の事業を活発に行い、地域住民相互の交流活動を推進し、もって市民の教養の向上及び社会教育の振興並びに社会福祉の増進に貢献することを目的として、設置された施設です。

10. 中間支援組織

市民と行政の間にたって、中立的な立場で様々な支援をする組織のことを言います。その多くはNPOの支援をするNPOとして発足するケースが多く、設立・運営・活動に関する助言や支援を行います。

橿原市市民協働指針～策定までの経緯

平成22年10月7日	橿原市市民活動推進会議において「(仮称) 橿原市市民協働によるまちづくり指針」策定に向けて議論を開始
平成22年11月1日	橿原市市民協働庁内推進委員会及び実務担当者部会設置
平成22年11月9日	橿原市市民協働庁内推進委員会において「(仮称) 橿原市市民協働によるまちづくり指針(案)」策定に向けて議論を開始
平成22年11月29日	橿原市市民協働庁内推進委員会実務担当者部会において「(仮称) 橿原市市民協働によるまちづくり指針(案)」策定に向けて議論開始
平成22年12月2日	橿原市市民活動推進会議において「(仮称) 橿原市市民協働によるまちづくり指針」策定に向けて第2回目の会議を実施
平成23年2月9日	橿原市市民活動推進会議において「(仮称) 橿原市市民協働によるまちづくり指針」策定に向けて第3回目の会議を実施
平成23年3月17日	橿原市市民活動推進会議において「(仮称) 橿原市市民協働によるまちづくり指針」策定に向けて第4回目の会議を実施
平成23年7月19日	橿原市市民活動推進会議において「(仮称) 橿原市市民協働によるまちづくり指針」策定に向けて第5回目の会議を実施
平成23年10月6日	橿原市市民活動推進会議において「(仮称) 橿原市市民協働によるまちづくり指針」策定に向けて第6回目の会議を実施 この会議において「(仮称) 橿原市市民協働によるまちづくり指針」の名称を「橿原市市民協働指針」と改める。
平成23年12月19日	パブリックコメント実施(～平成24年1月6日)
平成24年4月19日	橿原市市民活動推進会議において「橿原市市民協働指針」策定に向けて第7回目の会議を実施
平成24年8月21日	橿原市市民活動推進会議において「橿原市市民協働指針」策定に向けて第8回目の会議を実施



橿原市市民活動推進会議委員名簿

No.	役職	氏名	選出分野
1	会長	福嶋 順 (H21.7.1～H24.11.8) 岡田 龍樹 (H24.11.9～)	学識経験者 天理大学 人間学部 講師 学識経験者 天理大学 人間学部長
2	副会長	中井 靖教 (H21.7.1～H22.5.26) 堀野 威 (H22.5.26～H24.5.23) 葛井 潔 (H24.5.23～)	橿原市自治委員連合会 会長
3	委員	土肥 勝美	橿原市ボランティアセンター 運営委員会 委員長
4	委員	竹内 晶子	橿原市NPO法人連絡会 代表
5	委員	喜多 整	学識経験者 社会教育委員
6	委員	関 俊昭 (H21.7.1～H22.9.1) 廣田 幹雄 (H22.9.1～H24.3.31) 田野瀬 太道 (H24.4.1～H24.12.31) 尾上 隆志 (H25.1.1～)	(一般社団法人) 橿原市青年会議所 理事長
7	委員	中田 善之	市民より公募
8	委員	亀本 美保子	市民より公募

橿原市市民協働指針

平成25年3月

編集・発行 橿原市 (市民文化部市民協働課)

※ 市民活動についてのお問合せは下記まで

橿原市市民活動交流広場 (愛称; ナビコンパス)

〒634-0804 橿原市内膳町1-6-8橿原市観光交流センタ-5階 Tel:0744-47-2380 Fax:0744-47-2381

HP ; <http://www.kashihara-naviplaza.com/>

E-mail ; navicom@city.kashihara.nara.jp